

平塚市就業体験実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大学、短期大学、高等専門学校及び専門学校（以下「大学等」という。）に在学中で、自らの専攻を活かした将来の職業を検討する学生に対して、市における就業体験の機会を与えるために必要な事項を定めるものとする。

(就業体験を行うことのできる者)

第2条 就業体験を行うことのできる者は、次の各号に該当するもの。ただし、市長が特別の事情があると認める場合には、この限りではない。

(1) 市と東海大学が締結した交流事業に関する申合わせ（昭和60年11月13日締結）に基づき、当該大学の推薦を受けた者

(2) 市と神奈川大学が締結した交流事業に関する申合わせ（平成2年8月23日締結）に基づき、当該大学の推薦を受けた者

(3) 前2号に掲げるもののほか、大学等に在学中で、この要綱に定める遵守事項に同意できる者

(実習生の受け入れ手続き)

第3条 本市における就業体験を希望するときは、就業体験を希望する学生自らが、市に対して電子申請により実習の申込みを行うものとする。ただし、前条第1号により掲げる大学に在籍する学生が市における就業体験を希望するときは、当該大学は、市に対して別記様式1をあわせて提出するものとする。

2 市は、実習の申込みがあった時は、次に掲げる事項に留意して、受入れの可否を検討するものとする。

(1) 希望する実習の内容が市の業務に適していること。

(2) 市が行う業務に支障がないこと。

(3) 大学等及び学生本人において、実習を効果的に実施するための措置を講じていること。

(実施期間等)

第4条 就業体験を実施する期間（以下「実施期間」という。）は、毎年8月から9月までの間で、市が決定するものとする。

(受入人数)

第5条 実習生の受入人数は、年度ごと定めることとする。

(給料等)

第6条 市は、実習生に対し、給料、手当及び旅費を支給しない。

(実習生の身分)

第7条 市は、実習生に対し、市の職員としての身分を付与しないものとする。

(実習に専念する義務)

第8条 実習生は、市の職員の指示に従い、実習時間中は実習に専念しなければならない。

(信用失墜行為の禁止)

第9条 実習生は、市の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。

(守秘義務)

第10条 実習生は、実施期間中知り得た秘密を市以外の者に漏らしてはならない。実施期間経過後も、また同様とする。

(事故等の措置)

第11条 大学等及び実習生は、実施期間中の事故等に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中における事故等については、実習生自らの責任において対応しなければならない。

2 実習生が故意又は過失により市に損害を与えたときは、大学等及び実習生は、市に対してその損害を賠償しなければならない。

3 実習生が第三者に与えた損害等に関しては、市は一切の責任を負わない。

4 実習生が第三者に与えた損害等により、市が第三者に対し損害賠償の責を負った場合は、大学等及び実習生は、当該賠償により市が被った損害の賠償の補填をしなければならない。

(誓約書)

第12条 実習生は、前4条の規定を遵守するために誓約書を市長に提出してからでなければ就業体験を行ってはならない。

(中止)

第13条 市長は、実習生がこの要綱に定める事項に違反したとき又は就業体験の実施を継続し難い理由が生じたときは、就業体験を中止することができる。

(報告)

第14条 実習生は、実習期間経過後、就業体験の結果を市長に報告することとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、就業体験の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成17年6月20日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年5月19日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年5月16日から施行する。